

NJ 素流協 News

令和元年12月10日
第179号

令和元年12月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

東北森林管理局へ「国有林材の効率的で安全な運送に向けた要望書」を提出

～東北地区原木トラック運送協議会

東北地区原木トラック運送協議会（会長：有三栄興業 松田光治氏、岩手県遠野市）は、原木トラック運送の近代化・合理化のため、林野庁等へ継続的な要望活動を行っています。今年度の活動として、10月28日、秋田市の東北森林管理局において小島孝文局長に要望書を提出し、要望事項の説明と意見交換を行いました。同協議会から松田会長のほか、齋藤正敏副会長（㈱八幡平貨物、秋田県鹿角市）を含む6名、協議会事務局を務める当組合からは鈴木信哉理事長、高橋早弓常務理事ら3名が出席しました。これに対し東北森林管理局からは、小島局長のほか、小林重善森林整備部長、仙北谷誠森林整備課長、五十嵐和人資源活用課長ら6名に対応いただきました。

【局回答】林道整備については、5月に業者とチャーター契約（※）を要望事項と、それに対する東北森林

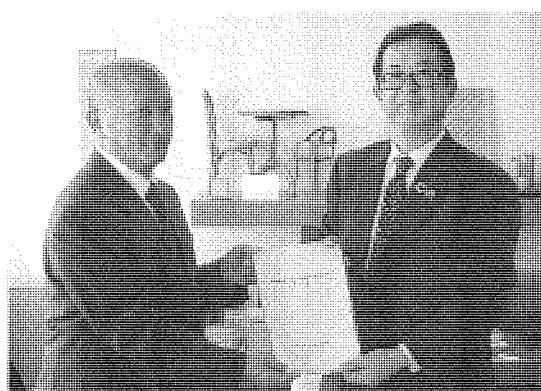
管理局側の回答と、協議会メンバーのコメントは以下のとおり。

している。林道補修は各森林管理署で優先的に実行しているので、署へ話をしてほしい。（※チャーター契約＝仕様書であらかじめ作業時間を決めて林道整備や除雪作業を発注する契約方式）

【協議会員より】

東北地区原木トラック運送協議会（会長：有三栄興業 松田光治氏、岩手県遠野市）は、原木トラック運送の近代化・合理化のため、林野庁等へ継続的な要望活動を行っています。今年度の活動として、10月28日、秋田市の東北森林管理局において小島孝文局長に要望書を提出し、要望事項の説明と意見交換を行いました。同協議会から松田会長のほか、齋藤正敏副会長（㈱八幡平貨物、秋田県鹿角市）を含む6名、協議会事務局を務める当組合からは鈴木信哉理事長、高橋早弓常務理事ら3名が出席しました。これに対し東北森林管理局からは、小島局長のほか、小林重善森林整備部長、仙北谷誠森林整備課長、五十嵐和人資源活用課長ら6名に対応いただきました。

【局回答】林道整備については、5月に業者とチャーター契約（※）を要望事項と、それに対する東北森林



小島局長(右)に要望書を手渡す松田会長

1. 林道整備について

① 林道整備の速やかな実施

雪解け後、山元土場の公売が始まつても林道の補修が行われず、最悪の場合トラックがスタンクしたり、バンパーやサイドガード、コーナーランプ等を破損することがある。

【局回答】林道整備については、5月に業者とチャーター契約（※）を要望事項と、それに対する東北森林

林道整備の入札時には、充分な工事経験のある業者の選定も必要ではないか。林道補修の指導会も行つてはどうか？

【局回答】砂利等の購入については対応を考える。各管理署に対して指導する。

② 補修時における砂利や碎石などの効果的活用

適切なサイズの砂利・碎石を敷くことで路面の沈み込みを防げる。

【局回答】砂利等の購入については対応を考える。各管理署に対して指導する。

③ 原木運送事業体が林道補修に鉄板等を敷設した場合にかかる費用の一部負担、または地域の森林管理署による敷設

【局回答】生産請負業者負担かチャーターキャリヤー契約で対応している。チャーター契約終了後については、整備課対応で検討する。

④ 林道沿いの支障木の撤去や下刈りの速やかな実施

【局回答】林道整備については、5月に業者とチャーター契約（※）を要望事項と、それに対する東北森林

【局回答】チャーター契約で対応しているが、終了後は署で検討する。

⑤林道走行に係る案内表示板等の設置

林道や作業現場の名称や、路肩の崩壊等道路状況の情報、携帯電話等の電波が通じるかどうかの情報を表示してほしい。

【局回答】森林安全業務として年2路線ずつ森林官が整備を行っている。携帯電話については、ドコモ、au、ソフトバンク各社の利用が可能か調査を行っている。

2. 待避場所・回転場所の設置について

①林道における待避場所の設置

【局回答】退避場所は、林道規定によつて500m毎に1ヵ所設置。

【協議会員より】

退避場所として使用していた場所が、素材生産が終わると再造林（植栽）作業が始まり使えなくなる例がある。運搬が終わるまで利用できるようにしてほしい。

②極積み土場奥への回転場所の設置
最近は回転場所が設置されない土場
が増えており、バック走行を余儀なく

される箇所がある。

【局回答】生産請負業者に作設してもらつているが、現場の状況にもよるので指導していきたい。

3. 中間土場の設置について

①25トントラックによる直送が可能となる中間土場の設置

②フルトレーラーに対応した中間土場の設置

③国有林が中間土場を設置できない場合、中間土場用地を無償提供

効率的な広域運送のためだけでなく、生産請負業者のフォワーダーが運送会社

のトラックと同じルートを通行することなどを避けるためにも、中間土場の設置が望まれる。

【局回答】事情は理解している。山の形状などから中間土場のスペース確保が厳しいところが多いが、できるだけことは対応したい。

4. 極積みについて

②林業大学校等における原木運送に関するカリキュラムの導入

林業と運送業が「別事業」と考えら

れているためか、林業大学校等では「木材流通」に関する講義はあるが、「木材運送」についてはほとんど触れられな

一般材に曲がり材が混ざるなど仕分けが甘いために、工場からクレームがつくことがある。

【局回答】生産請負業者に対して指導する。このためもあつて造材検討会等を実施している。

5. その他

①旧林道の活用

橋の損壊等で旧林道が使用不能となり、急勾配の新しい林道で遠回りしなければならない箇所がある。

【局回答】市町村管轄の道路の可能性もある。災害協定を結ぶことで対応ができると思われるので、各管理署へ相談してほしい。

6. おわりに

い。カリキュラムの中に原木運送を含めるよう、各県を要望してほしい。

【局回答】重要な点である。できるだけ協力していきたい。

【局回答】後さらに、協議会メンバーから、各種道路の運用上の問題や、運賃単価、過積載問題等について率直に意見を述べました。小島局長からは「すぐに解決とならない問題も多いが、現場から直接話を聞くことは有意義なこと。今後もこのような場を持ちたい」とのお話がありました。

東北地区原木トラック協議会が林野庁、いすゞ自動車ほかを訪問

トピック

東北地区原木トラック運送協議会は、11月14～15日東京・神奈川を訪れ、林野庁への表敬訪問と、いすゞ自動車㈱及びカーゴテックジャパン㈱ヒアブ部門の視察研修を行いました。

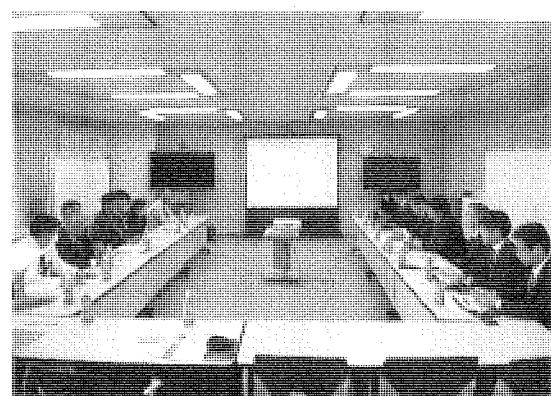
林野庁では、業務課の宇野課長ほか担当官の方々、また原木トラック運送



本郷林野庁長官を囲んで

続いて訪問したいすゞ自動車(株)本社は、平成29年9月にTWトラック後継車の開発についての要望書を提出して以来の訪問であり、河野特車営業部長

は、2019年10月にISUZU 6×6の改良に取り組んでいました。また、本郷林野庁長官にもお会いし、短時間ではありましたでしたが意見交換をすることができました。本郷長官からは、「トラック運送の重要性は認識しており、今後も要望等出してほしい」とのお話をいただきました。



いすゞ自動車(株)本社での意見交換会

地視察を行った。

1日目の花巻バイオチップ(株)説明会では、同社の水木宏之代表取締役の挨拶に続き、堀米業務課長代理と当組合

営業企画部担当から、納入にあたっての注意事項の説明があった。また当組合が行つた移動式チッパーによる林道支障木の資源化実証について経営企画課より報告した。その後土場に移動し、短コロ・枝条の破碎作業と、破碎チップのストックの状況等について視察した。

2日目は、カーゴテックジャパン(株)ヒアブ部門横浜センターを訪問しました。松井営業本部長よりグラップルの正しい取扱い等について説明をいただき、実機も見ることができました。続いて訪問したいすゞプラザでは、いすゞ自動車(株)の歴史をガイドさんから説明していただきました。また同社藤沢工場では、高い生産性と高効率を誇るラインを見学させていただきました。

ご対応いただいた、林野庁と企業の皆様に御礼申し上げます。

第2回林業経営講座を開催

から、現在は昨年の林業機械展に出品したISUZU 6×6の改良に取り組んでいるとの説明を受けました。

10月30、31日、当組合の今年度林業経営講座(第2回)として、花巻バイオチップ(株)(岩手県花巻市)にて10月より開始した、バイオマス用「短コロ」及び「枝条」の受入れについての現地説明会と、当組合員(株)柴田産業(同一戸町)における欧州製林業機械の導入による次世代型伐採作業システムの現

察した。同社の柴田君也取締役と柴田智樹取締役から機械の概要について説明を受けた。ハイランダーとグレモはいずれも斜面の走行に強く、傾斜地に

おいてキャビンを自動で水平に保つ機能を有する。操作はキャビン内で行うため、安全性も高い。グレモは丸太を一度に10m³積載でき、ハイランダーの伐採処理能力(約100m³/日)と合わせ、飛躍的な生産性を実現できると期待されている。



フレキシブルかつパワフルなフォワーダ「グレモ」

「秋田杉桶樽サミット」成功裏に終了

10月20日に秋田市内で「秋田杉桶樽サミット」が開催され、当組合員も参



さまざまな"モダン桶樽"の展示コーナー

加した他、鈴木理事長がシンポジウムのコーディネーターを務めた。秋田杉の割箸を使っている弁当製造販売会社や、味噌・醤油の醸造会社、温泉旅館、ホーロータンクをやめて昔ながらの木桶で清酒を醸す醸造会社など、樽桶の利用にこだわっている地元企業からの報告が続いた。基調講演を行った秋田県立大学木材高度加工研究所の足立幸司准教授は、過去の経験で評価された桶樽の効用を科学的な裏付けから評価することが重要であるとし、スギを紹介した。

再造林補助事業説明会を開催

11月8日、盛岡市農林会館において、

岩手県農林水産部森林整備課細田北斗

主任を講師として、再造林補助金についての説明会が開催され、当組合員と事務局員合わせて18名が参加した。今回の説明会では、事業内容の詳しい説明を受け、具体的な事務手続きの演習を行って、事業に対する理解を深めた。

山形県「意欲と能力のある林業経営者」となっています。関することは地元振興局林務担当にどうぞ相談してほしい」と話した。

お知らせ

山形県で「意欲と能力のある林業経営者の公募始まる

1. 公募の対象となる事業体

「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しく

は直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている県内に主たる事業所を持つ民間

事業者」となっています。

2. 申請書類

山形県「意欲と能力のある林業経営者」等公募・公表要領に基づき、必要事項を記載した申請書と添付書類を提出してください。公募・公表要領と申請書様式は県のホームページの「山形県『意欲と能力のある林業経営者』等の公募・公表について」に掲載されています。

山形県の担当者に確認したところ、

申請書様式2の1-(6)「伐採・造林に関する行動規範の策定等」の部分は、各自が定める行動規範と、県が定める

4. 公募期間

第1回 令和元年11月5日(火)
～12月6日(金)
第2回 令和2年1月14日(火)
～2月14日(金)

3. 申請書類の提出先

申請者の主たる事業所の所在地を所管する総合支庁の森林整備課に正副2部を提出してください。

合法木材及びバイオマス材の証明に係る指導について

当組合では、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用供する木質バイオマスの証明に係る事業

者認定」に係る研修会については、認定時及び3年毎の認定更新時に実施してきましたが、開始届等の提出された書類が不適切であった場合や、認定有效期間内に、証明に係る事務（書類管理等）の担当者または代表取締役の変更があった場合等についても改めて訪問指導を含めた対応をすることとし、確実な書類管理について組合員各位へ

の周知を図ることといたします。代表者や事務担当者の変更があつた場合には、事務局までご連絡ください。

N J 素流協理事会開催

10月18日、盛岡市内において当組合理事会を開催し、組合員新規加入その他議案について審議したほか、上半期の事業報告を行った。

林野庁若手職員の実務研修を受け入れました

10月上旬の一週間、林野庁から林業等実務研修生を受け入れました。

研修の感想を寄稿していただきま

した。

の仕組みについて勉強させていただき機会をいたしました。

鈴木理事長からN J 素流協の取組みについてご講話いただいた後、組合の概要と業務内容について説明を受けた。組合員の原木を共同販売し、山元から出る原木と工場が必要とする量を調整・マッチングすることで

安定的に供給する仕組みや、原木を

林野庁研究指導課

久保愛奈

N J 素流協で 実務を経験して

寄稿

通の調整業務だけなく、木材の合法性証明やバイオマス証明の発行や事業者認定、研修会・講演会の定期的な開催、森林再生基金事業の推進、原木トラック運送協議会の設立など、多くの取組みにより組合員を支援しており、組合員の力となっていると感じた。

現場では、組合員(株)広瀬林業の伐採現場と土場や、国有林委託販売の山元土場を視察、外業の一部を体験させていただいた。(有)川井林業零石

工場ではリングバーカーとチップキヤンター等について説明を受けた後、

実際に工場内を視察させていただき、皮が剥かれた丸太がラミナ板になるまで約3分という速さには驚いた。立木からラミナ板やチップになるまでの一連の工程を拝見することができ大変勉強になった。

また、花巻バイオチップ(株)と(株)花

卷バイオマスエナジーでは、チップ

ストをカットする流通の仕組みは、

素材生産者

にとっても効果的な取組みであると感

じた。また、N J 素流協では原木流

したきくらげの栽培等の取組みは興味深かつた。

事務所では、国有林委託販売やシ

ステム販売、共同販売の業務につい

て説明を受けた。P C のソフトにア

ンケートによって得られた組合員の

毎月の供給可能数量や工場の発注量等を入力していく作業は、データ量

が膨大で大変であるが、システム化

して管理・調整していくことで円滑

で計画的な安定供給を可能にしてい

ると感じた。

今回の研修では、いつもと違う立場から事業者と接することができます。異なる視野で林業について考えることができた。また、国有林委託販売について委託事業体の側から関わることができる、国有林の業務の内容についても考える機会となつた。この研修での経験を生かして今後の業務に取り組んでいきたい。

最後に、ご多用の中で研修を引き

受け

いた

皆様、現場視察を受け入れていただき

ました事業体の皆様に心から感謝

を申し上げます。

が進んできているが、伐採現場から工場まで原木が運ばれていく間の取組みとは何か。この度、N J 素流協が取り組まれている木材の安定供給

ちよつと気になる木の話

41

和室文化と銘木業界

—今後の行先は?—

現在の銘木市場を見ると、かつてとは激変していることがわかる。原木市では、ケヤキの減少と単価の下落が第一の変化である。買い手も中国系が参入してきている。スギ・ヒノキの高齢級材も減少している。これは、単価が下落し、山主として今は売り時ではないと考える向きが多いことによる。その一方で、増加しているのは広葉樹大径材である。需要と供給の状態が市売りの基本であるため、その需要が増えていることの結果である。また、製品市では、床柱・天井板・長押・鶴居といつた定番製品には人が集まりにくく、幅広厚板の半製品が人気を集めている。変化の原因は何なのか?理由を考えてみよう。

銘木市場激変の最大の理由は、和室文化の衰退にある。現在の住宅では、全室洋室であることが多い、柱が壁の内側に収まる大壁造りである。柱が壁の外に出る真壁の和室は、あっても1部屋である。かつて、化粧柱の需要減

を心配した岐阜県では、続き間設置促進運動をしたことがあった。理由は、値が出ないからである。これに外廊下があれば、四方無節の化粧柱の価値が和室1間だと隣接無節で十分となる。しかしこの1間すらも減少している。さらに、床の間の減少は、床柱をはじめ違い棚等の銘木需要の減退に拍車をかけている。特に赤褐色の材料、具体的にはケヤキやヤニ系赤松・杉天井板等が挙げられる。もちろん、資源的に赤ケヤキ・ヤニ系赤松の霧島赤松・滑松・天然秋田杉等の供給がほとんどないのも減退の理由にはなるが…。

それでも、木曽檜はまだ高値で取引されている。それには、寺社仏閣用の需要が健在であることも一因である。寺社仏閣では、修復需要が必ずあり、担当する宮大工の仕事は、10年先どころかその先まで埋まっている。文化財修復費用の半分以上は木材代金である。これに加えて、昨年完成した名古屋城本丸御殿や次の天守閣のような復元需要もある。さらに、東日本大震災後の

寺社仏閣の復元は、まだまだ途半ばである。その上、近年多発している大水害・地震・火災の後の修復(例えば阿蘇神社・首里城等)も需要が続いている。でも、これらは伝統産業に限った需要であり、本格的な銘木業界の復活にはつながらないと思われる。

木曽檜の需要には、意外な一面もある。卓球のラケットである。機能性に優れているそうで、福原愛選手も使っていたそうだ(しかしライバルの中国人選手も使っているらしく、ラケットの違いがあれば、金メダルだったかもと妄想してしまう…).他に高級寿司店のカウンター等にも使われる。このように、建築以外の用途があることも大事である。

最後に、箱根の洋風ホテルに行つた時のことであるが、大浴場へ向かう廊下にハメ殺しの障子、壁の両側に中空の天井板が巡らされていた。めちゃめちゃ近代的である。中空の天井板は、自分たちで天井板と言っているだけで、内装板としての使用もOKである。自ら用途を決めて需要を狭める必要は全くなかった。

そこで銘木の、寺社仏閣用だけではない需要復活の途を考えてみよう。なんといっても、インバウンドの増加する中での高級ホテル需要である。今、ホテルニューオータニが改築中であるが、一泊30万円という部屋もある。ここに銘木を使っても、費用に見合った効果は期待できると思う。元々有名な老舗ホテルである、箱根富士屋ホテル、日光金谷ホテル、秋田十和田ホテル等

は木材がふんだんに使われている。更に、和室だらけの都市ホテル建築も、インバウンド向けには効果があるかも知れない。

令和元年11月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	13,108	103.1	115.8	13,445	88.7	94.4	26,552	95.3	103.9
カラマツ	5,857	141.9	137.9	262	85.6	110.7	6,118	138.0	136.4
アカマツ	2,723	87.3	113.9	774	134.5	279.5	3,497	94.6	131.1
その他	0	*	*	578	72.2	123.8	578	72.2	123.8
合計	21,687	108.7	120.7	15,059	89.5	99.0	36,746	99.9	110.8

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	5,291	72.4	75.9
カラマツ	3,503	67.0	199.5
アカマツ	1,835	196.5	154.7
その他	142	35.3	*
合計	10,770	77.6	108.7

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

樹種	今年度累計			
	合板・ LVL用 (m³)	製材・集成材 ・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	82,435	129,469	211,904	45,863
カラマツ	34,322	2,046	36,369	28,194
アカマツ	23,009	7,202	30,211	13,062
その他	21	5,607	5,627	1,214
合計	139,786	144,325	284,111	88,332
目標達成率(%)	62.1	87.5	72.8	67.9
計画量	225,000	165,000	390,000	130,000

【令和元年11月の需給動向】

●10月の豪雨の影響もあり被害地域の出材が止まる。その影響で一時的に原木不足となる。

●製材用も合板用も国産材の引き合いは強く、年末までこの状況は続く見込み。

●低質材(燃料用)の引き合いも強く、入札物件では競争が高まり高値が続いている。

耳から語り口

林業用語はわかりにくい

—素材生産とは何か—

林業関係者以外から、よくわからな
いと言わるのが「素材生産」の用語

である。素材生産の「素材」とは何か。
公式には、素材の日本農林規格がある。
この定義では「建築その他一般の用に
供される素材(丸太及びそま角といふ)
及び電柱の用に供される丸太に適用す
る」とある。除外規定があり、「銘木
類、形状が不定な素材で利用価値が極
めて低いもの、…」は除く。とすれば、
銘木生産業から除外されるというこ
とかなく。全国木材組合連合会には全
銘が加入しておらず(団体設立年が早
い関係か?)ここでも別物となつてい
る。なるほど。

「丸太」生産業ではなく「素材」生
産業となる一番の理由は、素材にはそ
ま角が含まれていることである。では
「そま角」とは何か?日本農林規格に
よると、「製材機以外の斧・手斧等の
道具を用いて丸太の材面を切削した素
材をいう」とある。広葉樹大径材等を
中心に、主製品にならないものを山で

削って軽くし、運搬し易くしたとされ
ている。よく見るフリッヂは製材機で
切削するのでそま角には当たらない。
でも今、そま角を生産する人はいない。
とすれば、素材生産でなく丸太生産で
もよいのでは?でも「丸太生産業」は
何かなじみにくいなあ。

他方、針葉樹の素材の規格は「径8
cm未満は除く」とある。8cm未満は主
に造園用であるが、これは建築に使わ
れないとためかなと思われる。やはり木
材業界は建築用材のみにこだわりが強
すぎるのではないだろうか。造園用材
を竹問屋が扱っていることの別の意味
合いとも考えられる。

更に、「素材生産業」は単なる「伐
採業」に留まらない。作業範囲を正確
に表すと「伐採・丸太生産・販売業」
が正しいのかも知れない。

素材生産の意味は分かつたが、林業
を生業とする事業体には、別に造林・
育林業専門の業態もある。しかし、こ
れを冠する林野庁組織名や、業界団体
は存在しない。素材生産部門と造林・
育林部門を合わせて林業事業体と言わ
れるが、もちろんこの組織団体もない。
素材生産の意味を考えると、まだまだ
謎が多い。